

平成20年 4月22日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	長	大	庭	健	三
企	画	長	角			眞
く	ら	し	國	井	雅	裕
市	民	病	伊	藤	元	康
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀

議 事 日 程 第 1 号

4月22日(火)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		武雄市民病院問題調査特別委員長の報告
日程第4		市長の提案事項に関する説明
日程第5	第58号議案	専決処分の承認について(平成19年度武雄市一般会計補正予算(第12回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第59号議案	専決処分の承認について(平成19年度武雄市病院事業会計補正予算(第4回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	第60号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第8	第61号議案	損害賠償の額を定めることについて(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第9	第62号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第10	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について	

開 会 10時1分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成20年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第58号議案から第62号議案まで5件の議案を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

おはようございます。平成20年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について

御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．武雄市民病院問題調査特別委員長の報告、第3．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第4．武雄市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、第5．特別委員会の設置及び委員の選任について、以上5項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、専決処分の承認2件、事件決議議案1件及び補正予算議案2件の計5件の議案並びに武雄市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、それに、特別委員会の設置及び委員の選任でございます。

議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

次に、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任でございますが、4月26日に任期満了になる委員の改選を行うものであります。

また、特別委員会委員の設置及び選任につきましても、4月26日に任期満了になりますので、設置及び委員の選任を行うものでございます。

なお、武雄市民病院問題調査特別委員会の報告の件でございますが、本日の議案審議に先立ち報告を行っていただくことになりました。特別委員長にはよろしく願いをいたします。

以上のことから考えまして、会期は本日22日とあす23日の2日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

なお、私ごとであります。2年間、議会運営委員長として（発言する者あり）まだ何かあるかわからないということですが、2年間、とりあえず2年間、皆さんには御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日から23日までの2日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から23日までの2日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に3番山口裕子議員、6番宮本栄八議員、30番谷口攝久議員の以上3名を指名いたします。

日程第3．武雄市民病院問題調査特別委員長の報告を議題といたします。

武雄市民病院問題調査について報告を求めます。黒岩武雄市民病院問題調査特別委員長

武雄市民病院問題調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。武雄市民病院問題調査特別委員会を1月11日から3月31日まで7回にわたり開催いたしました。

特別委員会の目的は、今日の市民病院の経営は財政的に厳しく、その対応は地域医療を確保する観点から重要な問題であるので、病院経営をどのような形態で行ったがよいのかなどの問題について調査及び対策に当たることとしておりました。しかし、今日での特別委員会審査は、医師不足に対してどう対応するかなどの根幹的な問題が論議されるようになりました。御承知のとおり、2004年から始まった新臨床研修制度により、大学医局に医師が集まらなくなり、大学医局に頼っている自治体病院はどこも医師確保が至難のわざになってきております。一方、今日、武雄市民は緊急医療問題、地域医療問題、看護師初め病院職員の職場確保問題など、大変な不安を抱えております。

委員会といたしましては、市民病院の経営形態を検討するに当たり、医師確保の見通しが立たない今日にあっては、財政問題からの経営形態の調査、検討はできかねると判断をいたしました。

そこで、委員会は執行部に対して次のことを申し入れました。

まず、武雄市民の不安を取り除くために、今日の武雄市民病院を取り巻く医療界の状況を市民理解していただくように詳しい情報公開を行うこと。また、武雄市民病院が直面している医師不足の現状を踏まえ、もし、民営化するとすれば、緊急医療問題、地域医療問題、看護師初め病院職員の職場確保問題がどのように変わるのかを具体的に、しかも、子細について議会に提示し直すべきである。

以上、申し入れましたので、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

日程第4．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

平成20年4月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました補正予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

本年4月から武雄市民病院常勤医師の減により9名による診療体制となり、限られた医師数で、市民の皆さんに安全な医療を確保するためには、救急搬送の受け入れの休止、午後の診療の休止など、診療体制を縮小せざるを得ない状況となりました。

市民の医療の維持・向上を考えますと、診療体制の整備は一刻の猶予も許されない事態であると強く感じており、今後、市民病院経営改革について、早急に経営形態を含め、将来ビジョンを示していきたいと考えております。

「第60号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第2回）」につきましては、医師不足への対応、そして、市民病院経営改革を進めるための市民病院経営改革案の策定に際し、

公立病院の改革を実施した先進事例調査の実施に係る旅費についてお願いをしております。

その他、平成20年3月27日付で「平成19年度武雄市一般会計補正予算（第12回）」及び「平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）」について専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案を提案しております。

続きまして、追加提案いたしました事件決議議案及び補正予算議案について御説明申し上げます。

平成14年5月に発生しました武雄市民病院における医療事故につきましては、事故発生以来、被害患者の方に与えました損害を賠償するに当たり、これまで長期間にわたり、弁護士を介して、誠心誠意話し合いを続けてまいりました。

被害患者や家族の方が6年という長期にわたる精神的、肉体的苦痛により、早期の救済を求めておられる中、顧問弁護士からの「早期救済を図る観点からの専門医の診断を尊重した合意」という意見を重く受けとめ、議会の議決を得て、被害患者の方の早期救済を図りたいと思っております。

市民の皆様には安全安心な医療を提供するため、今後とも、細心の注意を払って再発防止に努めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

「第61号議案 損害賠償の額を定めることについて」につきましては、平成14年5月10日、武雄市立武雄市民病院において、武雄市在住の50歳代男性が右鼠径ヘルニアの手術を受けた際の医療事故に係る損害賠償の額について議会の議決を求めるものでございます。

「第62号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）」につきましては、ただいま御説明いたしました第61号議案に伴う損害賠償額の補正でございます。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

これより審議に入ります。

日程第5．第58号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第12回）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第58号議案 専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

別紙の平成19年度武雄市一般会計補正予算（第12回）の2ページをごらんください。

第1表のとおり、地域介護・福祉空間整備等事業補助金にかかわる繰越明許費の追加をお願いいたしております。これは昨年9月定例会で補正をお願いいたしました市内の社会福祉

法人による地域密着型介護保険施設の整備に対する補助金についてであります。平成19年度内に施設整備を完了すべく、事業主体の方で努力されておりましたが、建築基準法の改正に伴う耐震構造計算にかかわる新基準への対応や原油高騰による建築資材の値上がりなどの影響で、事業着工が予定よりおくれたことにより、19年度内の事業完了が困難になったため、繰越明許費を設定した次第でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第58号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第58号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6．第59号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第59号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

病院開設及びその後の病院整備等に借りました12億4,700万円の起債について、毎年、第3条の収益的支出で利息を、第4条の資本的支出で元金を返済しておりますが、この元金返済に169円不足が生じ、支払い日が3月31日と迫っておりますので、3月27日付で専決処分としたものでございます。

その内容は、資本的支出予算の第2項．企業債償還金を1,000円追加し、6,918万4,000円に、資本的支出の総額を2億1,006万2,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明について終わらせていただきます。よろしく御審議

賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第59号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第59号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第59号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7．第60号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第60号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算にかかわる補正をお願いいたしております。

予算説明書(2)ページをごらんください。

2款．総務費、2項．企画費で旅費の補正をお願いいたしております。これは先ほどの市長の提案事項説明のとおり、将来の市民病院のあり方を示すため、病院ビジョンを作成することにいたしております。このため県外の事例について情報を収集し、ビジョンを作成してまいりたいと思えますので、今回、これに要する旅費をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第60号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。今、提案されている第60号議案について質疑をしたいと思えますけれども、この27万円をどう使うかという問題であります。市長の演告にもありますけれども、

市民病院経営改革を進めるための市民病院改革案、経営改革案の策定に際し、先進事例調査の実施にかかわる費用だと、27万2,000円の中身ですけれども。そうしますと、1つは、従来、11月に武雄市議会に示された武雄市の経営改革基本方針、これが一体どうなるのかと。一たんこれを白紙に戻すのかというのが1点であります。

あるいは新たに市民病院経営改革案、これは専門審議会、これまだ解散をしていないと思うんですね。そうすると、専門審議会が最終意見をまとめた中に、医療に精通した知見者を入れて、新たに審議会をつくったらどうかという意見が提案されております。広く市民の声を聞きながらという、公的病院の役割も明確にしながらですね。そういう専門審議会の最終意見書に対する市長の考え方はどうなのかと。

もう1つは、27万2,000円の中身ですけれども、これは総務省が示した公立病院改革ガイドライン、これに沿った方針に違いないと思うんですけれども、この改革ガイドラインから見ますと、これは3つの柱ありますよね。1つは経営の効率化、現在の公立病院の経営の効率化。もう1つは、病院の再編ネットワーク、これは広域的に県全体を考えた再編ネットワーク。その中で市民病院の果たす役割、地域に果たす役割、そういうところを明確になさいと。そして、経営形態の見直し。その経営形態の見直しは4つ示されていますね。1つは公営企業法の全適。もう1つは指定管理者制度。そして地方独立行政法人化。最後に民間移譲と。

これ考えていきますと、27万2,000円の使い方というのは、もうほとんど旅費でしょう。旅費で上がっていますからね。どこへ行くのか。先進地としてどこを対象にされているのかと。経営形態の見直しを想定した場合に、4つの事例に即した対象地域を選定されているのか。そこを明確にしていきたい。まず、その点から答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

角企画部長

角企画部長〔登壇〕

おはようございます。先ほどの御質問でございますが、まず、11月に策定いたしました基本方針はどうなるのかということでございますが、振り返ってみますと、昨年5月から庁内の検討委員会、あるいは幹事会で十分に議論して基本方針を取りまとめております。先ほど特別委員長から3点の御指示もございました。市としては、基本方針で示しております独立法人、または民間移譲の2つの選択肢を念頭に置いております。この分が白紙になるということはありません。

以上でございます。

〔22番「行き先は」〕

行き先でございますが、岡山市の吉備病院、これにつきましては平成17年4月に民間移譲になっております。それから、宮城県の石巻市の公立深谷病院、これは平成19年の4月に民

間移譲になっております。この2カ所に行く予定をいたしております。ただ、まだ相手との調整を図っておりませんので、ぜひとも行きたいとは思っておりますが、向こうの都合もございまして、一応予算としてはこの2カ所を計上させていただいております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

2つ目のお尋ねの専門審議会との関係、医療関係者を入れるのかという御質問があったかと思えますけれども、基本的に医師会、あるいは医療関係者の意見は今後十分聞いていきたいというふうに思っております。しかしながら、そのタイミングとするならば、私自身が医師会に足を運んだ際に、これは先ほど特別委員長からもありましたけれども、市としてのビジョン、今後の地域連携医療のあり方、救急医療のあり方、あるいは医師確保等について、どういう考えなのかということを示しなさいということを経済界からも私自身直接言われておりますので、その私どもの考え方をまず議会並びに市民、とりわけ医師会の皆さんたちにきちんとまず示すということが求められておりますし、そういったことで今考えておる次第でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

1回目の質問の中で、総務省が示した改革ガイドライン全体に沿った検討というのはどうなっていくのかと。3本示しましたよね。改めて答弁を求めたい。それは市長しかできないことでしょうか、お願いをします。

もう1つ、結局、先進事例の視察だということで岡山市の吉備病院、石巻市の深谷病院、いずれも平成17年、19年に公立病院から民間移譲したところだと。そうすると、経営形態の見直しの中に4つ指定されているんです。全適と指定管理者制度と独立行政法人と民間移譲。民間移譲だけが先進事例なのかという考えですね。あるいは市長が直営は難しい、市民病院としての存続はもう、いわば放棄したに等しい答弁が 있습니다ね。先進事例として民間移譲だけを選定したと。独立行政法人とか、あるいは指定管理者とか、あるいは全適だとか、全く念頭にないという答弁ですね。それと、市長が言う基本方針の中には独立行政法人、もしくは民間移譲と。これ基本方針変わっていない。そうしますと、市長がこれは4月8日の定例記者会見ですか、定例記者会見で述べられたんでしょうけれども、直営のままでは厳しい。これは前から答弁されていますね、12月、3月。いわば市民病院を直営ではしないという態度表明ですね。うなずいていますから、そういうことでしょうか。新形態に移行した場合でも、医療体制は市の意向を反映させるような条件をつける。民間移譲をして、そして市の意向を反映させるような条件、どうやってつけていくんですか。私、この前、特別委員会で

も指摘しましたけれども、いわゆる2年間、特別措置法との関係でいけば、2年間動かさない、市の直営でやっていく法の縛りがあります。その中で民間移譲はその適用外ですよ。適用外というのは2年後、2年までの間に独立行政法人だとか、あるいは指定管理者だとか、あるいは全適だとか、3つについては2年待たずにやれるのかということをお大田副市長に質問しましたよね。そこでは答弁できないということですから、改めて答弁求めますけれども、というのは、もう民間移譲しか念頭にない。総務省の示した4つの経営形態について、2年後、2年以内、これを分けたときに、まだ宿題になっていますからね、この際、明らかにしていただきたい。ですから、第1回目の質問の残りもありますので、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、総務省の経営改革ガイドラインのほうから答弁を申し上げたいと思いますけれども、先ほど議員が御指摘のとおり、4つの経営形態が出ております。しかしながら、私どもは総務省のガイドラインが出る前から、種々の議論をしております。そういった意味で、総務省の経営改革のガイドラインに沿いながら、私どもとしては2つの、すなわち独立行政法人化、あるいは民営化といったことで話をしておりますので、これに対して総務省が求めるガイドラインの方向性と私どもが考える基本方針と差異はないというふうに理解をしております。

その上で市の意向をどうやって民間もし、仮に民間病院になったときに反映させるのかという御質問もあったかと思っておりますけれども、これ民間といえども、病院は公的な役割、すなわち地域連携医療を担う中核的な病院である、何ら公的な位置づけと私は変わらないというふうに理解をしておりますので、そういった意味から、私どもが求める地域医療のあり方については十分取り入れるべきものであるというふうに認識をしております。これは先ほど特別委員長からも話がございましたけれども、さっきの3つの方針もきちんと受け入れるべきだというふうに認識をしております。

その上で今回、民間しか入っていないじゃないかというお話がありましたけれども、独立行政法人は、私どもが知る限り、8病院ございます。そのうち7病院は府県立病院、すなわち県立病院で、1つは町が設置した病院であります。まず、これが1つ。それと、県立病院と市町立病院は地域医療に対するスタンスに違いがございます。市民病院は、基本的には地域医療、県立病院は政策医療を担うべきものであるというふうに認識をしております。私どもとすれば、独立行政法人については長崎県の江迎町の北松中央病院を、これは近くでございますので、旅費を使わずして視察をすることを考えております。旅費規定での旅費の支出はございません。すなわち調査費といえども、最小限の調査旅費で最大限の効果を生むべきものであるというふうに考えておりますので、これについては近くにいい例がございますの

で、これは旅費を使わずして調査、研究を進めてまいりたいと、かように考えております。

議長（杉原豊喜君）

大田副市長

大田副市長〔登壇〕

特別委員会でも答えたと思えますけれども、国から譲渡を受けた際に10年間の条件がありますので、それは守っていきたいと思っております。それとあわせて市民病院の運営形態をどうするのか、今から調査、研究をして、ビジョンを策定したいと考えております。

以上です。

〔22番「答弁をいただくための議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）

結局、民間移譲で、いわば全体流れてきていますよね。ですから、これは2年後でないと実施できない、法の縛りがある。独立行政法人とか、あるいは全適だとか、あるいは指定管理者だとか、指定管理者もそれはもう市にとって離れるわけですからね、いわば全適は公的病院ですよ。独立行政法人もいわば公的病院と大体、中身は変わりますが、そういった意味では、違いがあるはずだと。そのとき答弁できなかったから、今後、調査したいと。そうすると、独立行政法人であれ、全適であれ、2年後、実施期間は2年後というふうになっていくんですか。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員、議事進行については、ただいま議題になっている議事進行の状況について、私に、議長にお願いするとか、申し入れをするとかになっておりまして、直接執行部に質問できませんので、私にして、私から答弁を……。〔発言する者あり〕

副市長、さっきの答弁できますか。大田副市長

大田副市長〔登壇〕

私がちょっと質問の趣旨をよくわかっていないのかもしれませんが、4つの形態がございます。全適、それから指定管理者制度、それから独立行政法人、それから民間移譲。これについては国からの譲渡条件については、市で運営するという条件がつけられておりますので、民間移譲以外の形態については、条件を守る形になりますので、そのままいつでもその意思があればできるのではないかと思います。民間移譲につきましては、その縛りがありますので、10年間という縛りを守る必要があると考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

22番議員に若干関連するかもしれませんが、2点ほど。

1つは、先ほど基本方針から改革方針に変わっておりますけれども、12月20日、昨年出された行政問題審議会の意見書の中で、実は3通りの意見があって、統一した集約ができなかったと。直営でということと、独立行政法人、さらに民間移譲等含めて3つの意見があったということも言われています。そういう意味の中で、先ほど言ったように、専門審議会の意向というのも十分私は踏まえていくべきだというふうに実は思っているわけですが、そういう中で、この中で実は演告の中に、早急に経営形態を含め、将来ビジョンを示したいという、この「含め」、「経営形態を含め、将来ビジョン」ということをもう少し補足説明をお願いしたいということが1つです。

2つ目は、今回、27万円の費用がありますけれども、金額は別にしても、今回、先進地視察が行われようとしていますけれども、2カ所。実は平成17年の9月の臨時議会の中で、旧武雄市の場合、経営形態、武雄市の市民病院の経営のあり方について、部外コンサルタントから経営診断を仰ごうということで700万円の2回になって1,400万円予算が計上され、実施をされた結果として経営診断がなされました。それに基づいて、実は今回の基本方針等も出されたと思うわけです。改めてまた今回、視察をせにゃいかんという状況がありますけれども、当時、1,400万円かけて経営診断をし、一定の提案、指導がなされた、報告書が出された、この経緯を踏まえて、今回、どういうふうな措置がされているのか、2点お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

経営形態を含め、将来ビジョンのもう少し丁寧な説明が欲しいということでございますので、御答弁申し上げたいと思います。

基本的に将来ビジョンを出すときに、これから調査を踏まえて書くわけになりますけれども、要するに屋台骨がないと、幾らこういうふうになりたいと言っても、それは私は砂上の楼閣につながるものだというふうに思っておりますので、今回、調査旅費をお認めいただくならば、その経営形態、屋台骨をしっかりとどういうふうにするべきかといったこと、それと相まって、今後、持続可能な地域医療、救急医療のあり方についてきちんとビジョンに乗せていきたいというふうに思っております。

もう1つ、1,400万円かけて経営診断書がどういうふうにつながっているかということでございますけれども、私が着任して経営診断書を拝読させていただきまして、基本的にほかの病院との、公立病院との比較が書いてございました。その中に、これは議会でも御質問がありましたけれども、委託料が多いと、割合が非常に多いという話でありますとか、

もう少しこれは改善すべきではないかといったことについては、直ちに改善をして、必要なものについては予算に反映させていることであります。

したがって、あの経営診断書はそういった意味で今の病院の改革に十分反映させていただいておりますし、今後、地域医療のあり方、あるいは市民病院のあり方に生かせるものがあれば、その経営診断書もきちんと生かして、それに取り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、ビジョンについて答弁いただきましたけれども、砂上の楼閣にならないような方向性を示したいということですが、先ほど昨年12月20日に専門審議会から意見書が出され、当然、その審議というのは武雄市の基本経営に基づく方針を示す中で意見書が提出をされたと思ったわけです。そういう中で、これからビジョンを示すと言われましたけれども、前段に専門審議会の中でも当然武雄市の一定の方向性が出され、それに基づいて専門審議会でも審議がされ、一定の意見書が集約されたと思ったわけです。それで、改めてまたビジョンを出すというなら、専門審議会に出された一定の方向性、武雄市の方向性はどのようにあるべきだったのかということが、さらにまた議論していかざるを得ないような状況になっています。そういう意味で、このビジョンについて、改めてまたしなければならないというのがどうしても私は解せなかったですけれども、再度、専門審議会とのかかわりについてお尋ねいたします。

〔19番「議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

19番（山口昌宏君）

今の質問の件ですけれども、特別委員会で執行部のほうにそのビジョンを示せと、今後のあり方を示せということで、特別委員会として出したわけですから、それは今の質問については、特別委員会に対する質問なんでしょうか、それとも、予算に対する質問なのか、その辺のところをぴしゃっと整理をしていただきたいと思いますけど。

議長（杉原豊喜君）

19番議員の議事進行について、特別委員会の中からそのビジョン等についてはいろいろ示すよう、そういう説明はあっているんじゃないかと思っておりますけれども、そこら付近は協議していることについては御理解をいただいて質問をいただきたいと思っております。これについて執行部から答弁。（「今んとは執行部が答弁すべきものじゃなかるもん」「暫時休憩しゅう

よ」と呼ぶ者あり)

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時42分

再 開 10時42分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

10時55分まで休憩をいたします。

休 憩 10時42分

再 開 10時54分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま議事進行もございましたけれども、ただいまの5番大河内議員の質疑は、特別委員長の報告の中にも包含されていると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

質疑を続けます。ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長に2点お尋ねします。

今回の旅費の補正予算ですが、私は、旅費の予算計上ではなくて、昨年11月1日に市長が行政問題専門審議会に諮問をした、その中身について、その答申をいただかれました。その答申の結果、御存じだと思います。これについて市長はどのような認識をお持ちなのか、お考えを、その諮問の答申に対してどういう認識なのか求めたいと思います。

私どもは新聞報道、あるいは含めて議会にもその答申書をいただきました。そういう意味では、みずから諮問をした市長がその答申書に基づいて行政をするのは、執行権者として当然ではないでしょうか。それを足げにして、今回、まさに、さも緊急に慌てるように、この2つの事例を申されました。岡山県と宮城県の例を申されました。結局、民間移譲ありきの施策を推進するために、今回の旅費は、私は臨時議会の中でこういう案件を出されて、そういう意味では市長の政治姿勢が本当に大問題だと思いますよ。余りにもこの……。

〔25番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

23番（江原一雄君）（続）

私が質問しているじゃないですか。（「質疑のあり方は問題ですよ」と呼ぶ者あり）私は質問をしよるんですよ。まくら言葉を言っているんですから、前段を。これまでの経緯を踏まえて。

私は、そういう意味では、この補正予算のあり方が、専門審議会が答申されたように、専

門家を含めた、本当に知識と了見を持って、専門的に携われる人たちをやはりちゃんと選任をして、本当に市民病院、市民のための地域医療を含めて、どうあるべきかを本当に専門家の方を踏まえてやってくれという答申じゃないんでしょうか。だから、私は、もし、こういう形で臨時議会の中で提案されるなら、当然、この専門審議会の答申された中身について予算を組む、ここが首長としての重要な役割じゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

そういう意味では、なぜ私はこの間、この問題を指摘するかといいますと、今、市民の間で3月3日に、3月定例議会初日に、救急休止の提案をされました。その日の日付で全市民に、市民へのお知らせを全戸にお届けされました。市民にとっては、本当に今の市民病院問題が初めて目の前に自分たちの問題として提起されて、みんなびっくりしているんですね。（「議長」と呼ぶ者あり）そういう中で、（発言する者あり）だから、私は今質問したでしょう。（「質問じゃなくて、自分の意見じゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、初めて市民が3月3日に救急休止で知ったんですよ。

そういう中で、私が先ほど言いましたように、本当に市民の声を踏まえて、やっぱりビジョンを提案していくべきじゃないんでしょうか。私はこの旅費の提案について、えっと思いましたよ。私の提案含めて、市長の答申書についての認識と市民の3月3日お知らせを受けて初めて市民病院問題が市民の議論のたたき台になっているわけです。そういう意味では、十分この市民の声を聞くという立場で私は施策を進めるべきじゃないかと。この2点について市長の認識を求めたいと思います。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

議員の皆さん方をお願いしたいと思います。ただいま審議をしている議案についての的確な質問をお願いいたします。

執行部の答弁を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと私も議案に対する質問ではないような気がしますので、ちょっと戸惑っておりますけれども、それを前提に御答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、諮問、これは答申じゃなくて、意見書でございます。意見書に対する私の認識ということでございますけれども、基本的に重く受けとめております。これは行革の審議会でございますので、これについて種々の、今、手元にありますけれども、種々の意見を伝えられております。この中で経営形態については迅速な改革が可能な経営形態とすることが求められているということが掲げられております。今後の経営形態としては、全員の総意とはならなかったということでもありますので、いわば私どもにもう一回考えなさいということだというふうに、この文書を読む限り、そういうふうに認識をしております。その中で地域医療専門審議会を設置し、慎重に検討することが必要であるということも書いてありますけれども、まず、その前に私どもがきちんとしたビジョンを、これは特別委員会からも先ほど重要な御

指摘がありましたので、それを踏まえてビジョンを出して、そこでたたき台、いわばこれは最終的なものになりますけれども、それについてきちんと市民、医療関係者を含めた市民の皆さんの意見をきちんと聞いていきたいというふうに思っております。

それと、3月3日のお知らせで初めて知ったのではないかということでもありますけれども、少なくとも私が着任して2年になりますけれども、私が思い出す限り、昨年早い段階でも市民病院に関しては一般質問でもありました。私が市長と語る会、あるいは地域で語る会に呼ばれたときも、きちんと質問には答えつつもりでもありますので、私の認識としては、3月3日が初めてだという認識ではありません。市報にはことしの正月号に我々の意見、そして、2月号にも出してあります。そういう意味で、私としては、その前からきちんと説明したつもりではございます。

その中で一言申し上げたいのは、これは再三私も答弁いたしておりますけれども、これだけ早く医療環境、あるいは医療を取り巻く社会的環境が悪化するといったことについては、これは私の想定以上、想定外のことでありました。これは黒岩特別委員長からも話がありましたけれども、そういった意味で、今回のビジョンを、時間がありませんけれども、きちんとした調査、検討をして早く出す、早く市民の皆さんに安心していただくと、早く今の低下した医療をまたもとの水準に戻すといったことが私としては求められているというふうに認識しておりますので、御理解をお願いしたいと、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

議案質疑を行いたいと思います。

今回、27万何がしかの旅費ということで提案をされておりますが、しかし、今までの答弁からすると、それから、行政、市が解決、早急に打ち出すべきビジョンそのものについては、27万円で足りるのかという、私はちょっと疑問に思うわけです。2カ所、岡山市の吉備病院と石巻市の深谷病院ということで2カ所ということでありましたけれども、この調査に行かれるのは何人行かれるのかということですよ。1人、2人行っても、本当に意味があるのかなというふうに思うわけです。できれば行政の今の状況でいけば、市民の代表の皆さんも含めて、やっぱり調査、研究すべきではなかるうかというふうに思いますんで、27万円の旅費で果たして足りるのかなというふうに思いますし、今後の予定としては、行政サイドでまずとりあえず現状を含めて把握をしたいということだろうというふうに思うわけですが、今後、いわゆる市民の理解を得るために、病院含めて調査、研究を、議会は議会でしておりますので、その分の予算のつけ方の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

今回の旅費については、必要最小限の旅費を組み立てたところであります。先ほど御指摘があったように、まず、行政の私どものほうできちんとした調査を行った上で、今後、最終的なビジョンを示します。その上で、先ほど御指摘のあったこと、市民を含め、また、多くの皆さんを、例えば、どこどこ病院のほうがいいじゃないかといったことの御指摘については、それは重く受けとめて、今後の施策に反映をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

調査には何人行くのかと。いいですか、答弁。角企画部長

角企画部長〔登壇〕

職員2人を予定いたしております。それぞれ1回ずつ、2人が行くという予算でございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

予算が、先ほど議運の委員長の質問がありましたけれども、何名で幾らかという、その内容についてですけれども、私も内容についてお聞きしたいんですよ。

今出た二十何万円というのが多いか少ないかの問題は、調査する内容がどういう部分について、どういうふうな形で調査をするのか。聞いてみんやわからんけど、とりあえず行ってみるといふんじゃ、どうもおかしいわけですよ。それについてまずお答えいただきたい。

議長（杉原豊喜君）

角企画部長

角企画部長〔登壇〕

各病院ともいろんな事情の中で民間移譲を決めたというふうに思っております。そういう経過、その結果、地域医療がどうなったか、そういうものを含めて全体的な話を聞いてきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、予算を配るときに、本当に調査するなら、せっかく行くならば、いろんな形でいろんな分析をできるような調査資料をいただいてこれのような視察をしてほしいと思います。予算の配られる、視察に行くための予算だということについては、大きなビジョンづくりのために絶対必要ですから、それに対する金額が多いとか少ないとかという論議は当然あってしかるべきですけれども、思い切って予算を組んでやってもらっていいと思いますよ。ですけれども、問題は、今言うように、どういう問題、どういうふうにといふふうなことをでき

るだけ調査したいということでございますけれども、現状問題としては、先ほどの特別委員長の報告にもありましたように、結局、お医者さんの確保の問題とか、目の前に大きな問題があるわけですから、私たちが先般、調査行きましたところも、これは沖縄、中頭病院に行きましたら、とにかくお医者さんを今募集を市がしていますけれども、そのための調査も行かれるわけでしょう、この予算ですね。そうすると、私たちが調査、つい何日か前に行ってきたところは、お医者さんを12名募集したところが58名も公募があって、選択に困ってしまうのがない。あと5人ばかりふやしてやろうとって17人採用したと。そういう病院があるんですよ。それがそういうほうのやつ、調査する方向を間違っているんじゃないかという気がするわけですが、北のほうにばかり行って、南に行けば、それがあつたわけですよ。

私が言いたいのは、そういったようなものを含めて、東に、西に、本当に全力挙げて頑張ってもらいたい。そのための調査であれば、今の予算27万円では少ないんじゃないかという気もしますが、そこら辺については追加で補正を今組めとは言えませんので、十分検討して、方向を2方向に分けるとか、そういうふうな予算の使い方をするならば、賛成だと、こういうことでございます。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど市長の答弁聞いておりますと、民間移譲をしたところは全国8件あると、8ケースあると。全国市立病院、公立病院、（発言する者あり）独立行政法人が8件、民間移譲は9件ぐらいあったと思いますよ。いずれにしても、1,017ですか、公立病院、県立、市町村立含めましてね。ちょっと若干違うかわかりませんが、約1,017ぐらいあると思うんですけども、昨年12月に質問した段階で、独立行政法人もそんなにたくさんありません。8件ですね。民間移譲が9件でしょうが、指定管理者制度4件とかね。全適はそうなかったと思いますけれども。全体1,017の公立病院の中で、まだ動きはその程度ですよ。今度、予算措置をせざるを得なかったと。その背景に、市長は先ほど、こんなに早く医療環境が悪化すると思わなかった、想定外だったと。だれが仕掛けたというか、だれがそうさせたかという問題ですよ。客観的な問題じゃないですよ。市の主体的な問題、その市政問題が27万円予算組まざるを得ん状況に追い込まれたと。あえて指摘しますと、そうですよ。

私、そういった意味では、27万2,000円予算組んでありますけれども、その民間移譲だけでなく、江迎に独立行政法人を見に行くと。既決予算でできると言いましたね。何もわざわざ宮城県まで行く必要はないですよ。全国1,017の公立病院の中で約7割が赤字だと。7割が赤字で、3割が黒字でしょう。病院の形態もありますよ。どうして黒字のところに行かないんですか。それは執行部の責任ですからね。こういう事態引き起こしたのは、どうして

黒字のところに見に行かないのか。総務省も言っているでしょう。もう3年間という期間は短いと思いますよ。しかし、3年間の間に経営の効率化と黒字化を見出しなさいと、そう総務省指摘しているじゃないですか。民間移譲したところだけ見に行く。全国にまだ千幾つは公立病院しっかり構えてやっていますよ。どうして27万2,000円の予算組まざるを得なかったのか。そういう自己分析もしっかりやってね。そうすると、総務省のガイドラインに沿って、黒字で頑張っておるところも視察に行きたいというんであるなら、まだわかりますよ。そこはどうなんですか、考え方としては。数もわかっておれば教えてください。独立行政法人化が何件、民間移譲何件、指定管理者何件、そして、全適用したところ何件と、わかったら教えてください。

議長（杉原豊喜君）

角企画部長

角企画部長〔登壇〕

公立病院が、民間、もしくは独立行政法人、あるいはほかの経営者に移譲されたデータでございます。

私たちの知るところということでお話しいたしますと、2007年4月1日現在で民間へ移譲された自治体病院は21件でございます。それから、他の自治体へ経営移譲された自治体病院、いわゆる県が市とか、そういうところに移譲した病院が5つ、それから、独立行政法人が8つ、先ほど答弁ありましたが、今後の予定としても結構でございます。

それと、黒字の病院ということでございますが、この経営の基本計画を策定しましたのは、平成18年に委託したものが報告として出ております。それを踏まえて我々は結論を出したわけでございます。ですから、今の一部適用ではなかなか難しいというのが基本計画の結論でございます。

具体的に申しますと、我々は19項目について問題点といたしております。そのうち非常に多くの項目において、今の一部適用ではいかないと、経営形態を変革しなければならないという結論に達しております。

そういうことで、現在の病院を一部適用そのままやっていくということについては、選択肢から外れております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第60号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第60号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について反対であります。

すなわち公立病院の改革を実施した先進事例調査の実施にかかる経費、旅費27万2,000円についてであります。先ほどの質疑でも明らかになったように、先進事例の対象は岡山県の吉備市、宮城県の石巻市、いずれも民間移譲したところであります。黒字になっている病院の対象調査には全然行く気もないという答弁でありましたけれども、総務省が示した公立病院改革ガイドラインは、先ほども指摘しましたように、3つの柱から成っており、経営形態の見直しというのは一番最後ですよね。今現在の市民病院の経営の効率化、これは努力もされてきました。随分民間委託も、経費も削減されてきたと。昨年、17年度をもって、国の特別措置法による赤字の補てんもなくなった。これは国の責任ですよね。あるいは診療報酬の引き下げ、5年間の間に6.8%の引き下げ。これも外的要因の一つです。しかし、ことしの3月の一般質問でも答弁があったように、昨年の10月までは12名の医師体制に1人やめて2人加わって13名でいける、そう院長も答弁しましたし、今日の事態を引き起こした混乱の一部は自分にもあると市長答弁されました。それと、先ほどの医療環境がこんなにも早く激変するとは想定外だったと。これは外的な要因加えて、あるいは市の姿勢、市民病院としてやっていくんだと、その姿勢が揺らいだところにいろんな不信が生まれてくる、混乱が生まれてくる。これは時間の経過から見れば、明らかじゃないですか。小城市民病院にしる、長崎大学医師引き揚げたと。しかし、市民病院としてやっていくんだというもとで、佐賀大学は医師を派遣したと。あるいは多久市民病院もそうですよね。県内9つの公立病院の中で医師の大量退職というのは武雄市以外に今日見られません。補充もされていない。さらに新たな医師の退職もうわさされている。こういう事態を引き起こしたのは一体何なのかと。行政側の徹底した自己分析が必要だと私は考えるものであります。

もう1つは、経営形態の見直しについては、昨年5月から執行部の内部で検討をしてきたと。19項目でしたか、いろいろ分析をした結果、経営形態の見直し、独立行政法人化、あるいは民間移譲しかないという執行部の結論を出して、経営改革基本方針を出したと。議会に明らかになったのは11月。したがって、市民の前に明らかになっていったのもそのころからですよ。

そういう経過を考えますと、まず、今日の事態を引き起こした責任、これを明確にすることが必要じゃないかと。だから、一番最初の質疑のときに、経営改革基本方針を白紙に戻して、新たなビジョンを策定するという内容なのかと。それはしないと。経営改革基本方針は生きている。それに新たなビジョンをつくり上げていくんだと。正式には病院改革何ですか、いわゆるビジョンですよ。経営改革基本方針。そして、その病院の経営を新たに考えていくということでしょう。

先ほど質疑もありましたように、市長が諮問した武雄市行政問題専門審議会、この答申、答申じゃない、意見書だと言われましたけれども、中身をしっかり受けとめる、こう言われたはずですよ。受けとめて、あるいは専門審議会が方向を示したように、医療に知見を有する人たちを新たに加えて、地域の専門審議会を立ち上げてほしいという内容でもありました。先ほどの質疑の中で、市長は、医師会だとか、そういう関係者との、あるいは市民の意見も聞いて、広く市民の意見を聞くと言われましたけれども、これは市長の責任でやろうと思えば、専門審議会の設置はできるはずですよ。そして、広く市民の意見を聞く、これは当然のことだと思えます。

私、今、3月議会の議会報告兼ねてずうっと武雄市民報というのを配っていますけれども、市民の皆さん方と話のしょっぱなは、武雄市民病院は一体どうなるんかということが話の始まりになっております。これは内科がやがてなくなるんじゃないかと、病院の先生から他の病院探してくれと言われたと、一体どうなるのかと。あるいは少々の赤字でもいいと、その人はそんなに財政詳しくありませんので、市民の感情的な面から言いますと、少々の赤字でも自分たちは我慢する。それでも市民病院を続けてほしい。こういう高齢の女性もおられました。あるいは川良に新しく家をつくったと。川良を選んだ選択の第一は、市民病院があるからだと。そして、近くに小学校もある。あるいはスーパーもある。市民病院があるということで川良に家をつくったんだと、こういう意見もありました。もう1つは、市長は一生懸命新幹線のことを言うけれども、新幹線駅のこと、もう大きな道路はいいと。市民の命と健康をしっかり守っていく、そういうことでやってほしい。そういう話がもうわんさか今来ておるんですよ。ちょっとした五、六人の、10人の集会開きますと、まず、その話から始まっていく。こんなに市民病院をめぐって、四、五カ月間の中に沸騰したことはない。その証拠に、4月17日、医師会の先生の話を書きましたけれども、4月17日段階で武雄杵島地区医師会が実施している武雄市民病院存続を求める署名、既に1万8,000名を超えている。まだまだ続けていきます、そういう話でした。

今、市民が求めているのは、先ほど言いましたように、広く市民の意見を聞くということであれば、経営改革基本方針を白紙に戻す、総務省の強い指導のもとにつくったんじゃないと、さっき言われましたね。それより早く5月から検討しよったんだと。決して前からですか。そういうのは先見の明があるとは言いませんよ。

私はそういった意味では、市民の命と健康を守るという行政の最優先課題、これ全責任を負うということが市長の最大の責任じゃないですか。そういった意味では、27万2,000円の予算を組まざるを得なかった事態、その事態が私は異常だと指摘せざるを得ないわけであります。

あわせて、武雄市行政問題専門審議会は、病院問題だけを審議してきたわけではありません。市長の具約をどう実行していくかという、その広く市民の意見を聞くということでき

上がった専門審議会でしょう。そうしますと、この専門審議会に新たに提案されているように、医療に知見を有する人たち、こういう人たちを加えた、そして、幅広く市民の意見を聞く、そういう審議会の設置こそ、最優先課題だと、そのことを強く指摘をして、この第60号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

一応、賛成討論は用意してきたわけですが、先ほどの委員長報告どおりでございまして、まさか反対討論が出るとは思っていなかったわけですが、特別委員長として非常に残念な思いをいたしております。気を取り直して賛成討論いたしますけれども、私は第60号議案について賛成をいたします。

言うまでもなく、その理由は、特別委員長として執行部に対し、市民病院の経営形態を検討するに当たり、医師確保の見通しが立たない今日にあっては、財政問題からの経営形態の調査、検討はできかねると判断をいたしましたので、まず、武雄市民の不安を取り除くため、今日の武雄市民病院を取り巻く医療界の状況を市民に理解していただくように、詳しい情報公開を行うこと、また、武雄市民病院が直面している医師不足の現状を踏まえ、もし、民営化するとすれば、緊急医療問題、地域医療問題、病院職員の職場確保問題がどのように変わるのかを具体的に、しかも、子細について議会に提示し直すべきである。緊急医療問題、地域医療問題、病院職員の職場確保問題が、民営化すればどのように変わるのかということを具体的に、しかも子細について議会に提示し直すべきだ。財政問題から経営形態の検討はできないと判断をし、申し入れをしたからであります。

今、最も急がなければならないのは、先ほど反対討論者もありましたように、焦眉の急は緊急医療の再開についてだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私たちはどうすれば一日も早い緊急医療体制ができるかとの問題に真剣に取り組む責務があると思います。

また、いずれの場合でも、まず、第一に考えなきゃならないのは、いつまで医師不足が続くのか、医師をどう確保できるか、この現実についてであります。今日の状況を見ますと、少なくとも私は今度の臨床制度改正で日本の医療界は最大の転換期を迎えていると、こう思っております。議員各位が既に御承知のとおり、今度の制度改正で医師になるには、医大卒業後、国家試験に合格した後、2年間、臨床医としての勤務が義務づけられております。これまでは国家試験に合格すれば、大学の医局に所属後、教授のもとで臨床医として腕を磨き、研修先の病院へと派遣されておりました。

皆さん方見られたと思いますけれども、映画の白い巨塔ではありませんが、これまで研修医は身分や給料も少なく抑えられ、大学教授のもとで勤務していたことにより、専門家の一

途をたどるなどの弊害も生まれてきていたわけでございます。政府はそれに歯どめをかけるために、平成16年4月に制度改正をし、医学部の卒業生は研修医としての2年間の勤務は特定の医局に入らずに、研修病院で能力を習得することを義務づけられました。また、研修医はみずから研修病院を選び、直接研修先を決めることができるようになりました。今度のこの改正で、研修医は身分的にも経済的にも保障されましたが、そのことによって大変地位は大きく上がったわけでございますけれども、そのことで大学医局に医師が集まらなくなり、医局の人事権が大変弱まったというのは、既に皆さん方御承知のとおりだと思います。これは厚生労働省が医局から研修医を引き離す目的を持っていたとも言われております。実際に制度が始まると、ほとんどの研修医は教授に相談をせず、インターネットや直接病院見学をして研修先を決めるようになり、研修医の多くが希望として中央の有名病院へと集中するようになったのでございます。これが医師の偏在でございます。

先ほど谷口議員もここでおっしゃいましたけれども、私たち新政和クラブは、先日、沖縄の中頭病院を視察してまいりましたが、中頭病院は救急地域医療支援病院として、地域医療機関との連携はもちろんのこと、研修医受け入れのために新臨床制度が始まる2年も前から、2004年に始まったわけでございます、2002年から整形外科や眼科の研修施設認定を取得するなど、研修医の指導体制にも力を入れてありました。このように魅力ある病院には研修医の応募も集中し、平成20年の初期研修受け入れは12名の定員に対して、先ほどおっしゃられましたように、58名が応募されるなど、医師の偏在ぶりを目の当たりにしてまいったわけでございます。

では、今までの武雄市民病院の経営はどうだったのか、大きな疑問を持つ一人であります。既に多くの大学側のもくろみとは大きく食い違い 食い違ったですね、2年間の研修後も研修医は研修先の病院や連携する病院へ残り、大学医局へ戻る医師は激減したと言われております。このことで地方の大学病院では、若手医師が激減し、従来のように地域の医療機関などからの医師の招聘に応じることが困難になってきたと言われております。制度改正で医局の影響力は一気に低下し、医師は医局の用意した自治体病院や僻地などへの派遣を受け入れず、みずから条件のいい就職先を探し始めたので、大学医局による派遣システムは全国的に崩壊したと言われております。これが医師不足の最大の要因であると思っておりますし、見抜かなければならないと思っております。

また、政府はかかりつけ医制度を推進しています。アメリカを初め、ほとんどの先進国では家庭医、ホームドクターがいます。日本の患者はちょっと熱がある、ちょっとおなかが痛いといったときでも大病院へ行く、そのほうが希望であるようでございます。しかし、アメリカなどは、まず、家庭医、ホームドクターに見てもらい、必要なら専門医が紹介されます。もちろん一長一短はあるかもしれませんが、地域の中で家庭医と専門医、中核病院の病診連携がうまく機能すれば、患者側にも医師側にも大きなメリットがあるからであります。

また、今度の改正で研修医はプライマリー・ケアの基本的な診療能力を習得した医師の育成を目指すため、内科、外科、緊急部門、麻酔科を含みますけれども、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健医療部門など経験することが義務づけられています。ただ、先ほど言いましたように、すばらしい研修施設があるところには医者があふれるというような状況になっているわけでございますし、武雄ももちろん、2002年、あるいは2004年前にそういう考えをして、医師確保をすべきだったと思っております。言うまでもなく、プライマリー・ケアとは、個人や家庭に最初に接する保健医療システムのこと、予防から治療、リハビリまでの全科的、全人的医療を提供することです。これからは研修医を専門医としてではなく、家庭医、かかりつけ医として育てるために制度改正がなされたのであります。そのような政府の動きも念頭に入れておかなければならないと思います。

今、武雄市民が一番望んでいるのは、緊急医療を一日も早く再開させることだと思っております。重ねて申し上げます。緊急医療体制を存続してほしい、これが武雄市民の一番の願いだと思います。

では、どうすれば、緊急医療体制ができるのか。一分一秒を争う緊急救急救命医療がどうすればできるのか。あらゆる可能性を模索することは当然のことだと思います。ガイドラインで執行部は、独立行政法人化か民営化しかないということでございますけれども、医師不足の現状を踏まえれば、独立行政法人化はできません。残された道、民営化をもしるとすれば、どのように変わるのか。緊急医療問題、地域医療問題、看護師初め病院職員の職場確保問題などがどのように変わっていくのか、具体的に先ほど申しましたように、子細について武雄市民病院の将来を検討できるような判断材料を私は議会に提示するのは当然のことだと思っております。

最後に、武雄市民の不安を取り除くためには、今日の武雄市民病院を取り巻く医療界の状況を理解してもらうことだと思いますので、丁寧で詳しい情報公開を行ってほしいとの付言を申し上げ、賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第60号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第2回）は原案のとおり可決されました。

日程第8 . 第61号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第61号議案 損害賠償の額を定めることについての補足説明をいたします。

この件につきましては、武雄市民病院での医療事故による損害賠償の額を定めるものでございます。

事故の内容は、平成14年5月10日に武雄市在住の50歳代の男性に武雄市民病院内の手術室において、右鼠径ヘルニア根治の手術を行い、術後、腸骨鼠径神経痛の合併症が発生したものでございます。

手術直後より、創痛が強く、鼠径部のしびれ感を訴えられ、退院後も投薬中心の保存治療を継続し、治療に専念され、症状の改善は見られていたものの、いまだ完治に至らず、症状は固定したものとなっており、平成17年2月には身体障害者手帳の交付を受けられました。この間、顧問弁護士が損害賠償について全国自治体病院協議会病院賠償保険の引き受け先でございます株式会社損保ジャパンとの交渉や被害者の代理人弁護士との折衝を鋭意継続してまいりましたが、話し合いによる合意が調いましたので、この支払いの御承認をお願いするものでございます。

今回の合意金額につきましては4,250万5,701円でありまして、この金額のうち2,055万6,410円は全国自治体病院協議会損害賠償で、残り2,194万9,291円は武雄市民病院で負担することとしております。

今後、このような事故が発生することがないように、市民病院医療スタッフ一丸となって取り組んでいく所存でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第61号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

医療事故に関して被害者への損害賠償は当然でありますけれども、1点だけお伺いしておきます。

保険会社の2,055万6,410円、この補償の中身はどうか。休業補償であれ、交通費であれ、あるいは逸失利益の補償であれ、ほとんど私の認識としては、そういったものはすべて保険で賄われるものという認識をしておりました。ところが、武雄市の2,194万9,291円、後医療も含むということですが、これは極めて保険による賠償を超える市の責任が大きいということですよ。そうしますと、慰謝料的なものはどっちに入っているのか。いわば6年間、被害者は苦勞されてきたわけですから。慰謝料的な補償もあるでしょう。そうしますと、保険会社の補償内容、武雄市が新たに加えて2,194万9,291円払わなきゃならない。その補償の性質ですね。武雄市が負担する損害賠償の性質。中身を示していただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

内容ということでございますので、内容について少し御説明を差し上げます。

5級にしる、7級にしる、要は損害賠償の算定につきましては、損害賠償額算定基準というのがございまして、この本に基づき、おのおの弁護士なり、保険会社において算定をされるものでございます。今回の補償の内容で、まずもって保険会社の9級でございますけれども、これについては看護料、入院治療費、休業損害、障害慰謝料、後遺症逸失利益、後遺症慰謝料という、この6点についての算定がなされ、その分についての合計が、先ほど言いましたとおり、2,055万6,410円でございます。

今回、私どもが合意した4,250万5,701円という金額でございますけれども、これについては基本的には内容は一緒であります。ただ、冒頭で言いましたとおりでございます。まずもって内容的には、先ほど言いましたとおり、7級認定でいくか、9級認定でいくかという、この後遺症障害の等級の考え方によって算定額並びに基準が違ってくるということでございます。それにあわせて、相手方さんよりも今後の治療費についても請求がなされておりましたので、この分を過去3年の市民病院での通院治療にかかった分の個人負担分の平均を計算しまして、この分250万5,701円を乗せて4,250万5,701円ということでの合意に達したということでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今、保険の内容については、保険会社もすべてのことについて点検したあげくが約2,000万円ということであるので、何でそこが4,000万円になるのか、別に上乘せの理由ですね、そこがまず第1点。

それと、これはヘルニアの手術をしたと、そこで合併症の説明はしなかったというんですけれども、結局、手術自体は手術ミスではないわけでしょう。何万人に1人のその人の体質というのですかね、こととなっているわけだから、結局、市民病院の医者のお疵ではないわけですよね。だから、それをこちらが一方的に見なくてはいけないのかなというふうにも考えますけれども、その2点について市の持ち出し分の理由と医療ミスではないのではないかとということについて答えてください。

議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、昨日、全員協議会で御説明した部分の補足的なものとしてでございますけれども、まず、手術を行う前につきましては、承諾書をいただくこととしています。この段階での医者の方からの承諾の内容につきましては、右鼠径ヘルニア根治術、5月10日、上記手術を施行しますということで、合併症については創の感染や再発する可能性が考えられますという部分だけを説明をした。要は一般的なヘルニア手術の説明をしたということでございまして、今回の神経痛、精索痛、副睾丸痛などの極めてまれな合併症については説明をしていなかったということでありまして、ここのところがまずもって1つの事実関係だろうというふうに考えています。

それとあわせてですけれども、次に、認定基準の分野で少し御説明を申し上げますけれども、被害患者の方につきましては、昨年9月に市民病院の勤めもありまして、日本疼痛学会会員の専門医の診断を受けられております。この専門医の診断の意見書を少し述べてみますと、鼠径ヘルニア手術後にまれに起こる遷延した強度の慢性痛であり、強度の痛みにより、日常生活の障害は甚大であったと結論づけられると。病名については、複合性局所疼痛症候群タイプということになりまして、後遺症障害につきましては、症状固定までは5級、その後については7級という認定がされました。これに基づきまして、保険会社のほうに再認定を行ったわけでございます。保険会社からの9級という決定をした報告書の中の特徴的な1点だけを申しますと、意見書の中の経過中に「疼痛部位に浮腫が存在していることがある」と述べられていることから、先ほどの病名のタイプ の診断基準に該当するものと思われませんが、後遺症障害等級認定時においては、障害固定時に関節硬縮、骨萎縮、皮膚の変化のいずれかの症状も健側と比較して明らかに認められることが必要とされておりますという部分で差し引かれたものというふうに思っています。あと幾つかありますけれども、こういうのを勘案し、それから、患者の6年にわたる長期の、家族も含めて苦しんでおられる今の現状、また、早期救済という顧問弁護士からの意見も受け入れまして、7級前提での補償ということを基本に置いて、再度顧問弁護士に調整をお願いした結果、確かにおっしゃいますとおり、市民病院、ほぼ同額程度の補償になりますけれども、これは先ほど額算定で申しましたとおり、おのおの等級のところでは損害賠償額算定基準に基づいて正式にはじき出した部分からお互いが一致できる点で合意をしたということでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

一応専門家にお尋ねした市としては、専門家の言う5級、後7級ですかね、そのほうをとったと。それはそれでいいと思います。

そしたら、結局、患者もそうだと思っている、市もそうだと思っている、保険会社はそう

思わない。保険会社というのか、その団体ということですね。その保険会社とまた団体と話し合うんでしょうからですね。そこで、結局、その不足分を市が絶対5級、7級と思えば、その保険会社というのか、団体のほうに裁判を起こして、ちゃんとそこを争うべきだというふうに思いますけれども、その1点。

それと、患者さんにずっと苦勞をかけているということで、仮払い的なものはされていたのかについてもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まず、仮払い的なものは一切いたしておりません。まずもって、患者さんのほうに仮払いは一切しておりません。

退院後、ある一定の、同年14年の11月から被害患者の方につきましては、一切医療費については取らないということで、そして、治療に専念していただいたということでございます。

それから、今、保険会社との話でございますけれども、保険会社のほうもこれに係る神経症の専門医の意見をずっと聞かれています。この内容を見れば、無責と一部有責という意見で分かれていますみたいであります。このところをいろいろ勘案し、また、先ほど宮本議員の御質問にお答えしたとおりで、もう症状固定時に専門医の診察を受けたわけではない。これは症状固定は退院後2年後ぐらいに症状固定ということになっていますので、ですから、このところがなかなか今専門医の皆さんに書いていただくのは難しきろうということもあって、今回、6年にわたる長期の部分でございますので、早期救済ということで弁護士の方をお願いをしたわけでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長の演告にありますように、昨日も報告がありましたけれども、「顧問弁護士からの「早期救済を図る観点からの専門医の診断を尊重した合意」という意見を重く受けとめ」と、この「意見を重く受けとめ」という、この意見が、きのうの報告では、本年度の4月ということに書かれたと思いますが、これ日付はいつでしょうか。

それと、顧問弁護士の氏名がわかれば、一般会計の顧問弁護士と別なんでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私からお答えしたいと思います。

「顧問弁護士からの「早期救済を図る観点からの専門医の診断を尊重した合意」という意見を重く受けとめ」ということでありましたが、私、八谷顧問弁護士、ちょっと下の名前は承知しておりませんが、市の顧問弁護士の八谷顧問弁護士のところに伺いまして、このようなことを3月の末、ちょっと正確な日付は覚えておりませんが、2度、3度にわたって、合意をしたほうがいいという意見がありましたので、これを真摯に受けとめた次第でございます。

その上で、もう少しかいつまんで申し上げますと、市民病院の弁護士、右代理人としての市民病院の右代理人は安永弁護士でございます。現在、県の教育委員長を、要職をされている方ではありますが、この方からも基本的には早期救済を図ったほうがいいんじゃないかということについて私ども相談して、そういう意見をいただいておりますので、私どもの理解で言いますと、その顧問弁護士はちょっと立場は異にいたしますけれども、八谷弁護士と安永弁護士だというふうに認識をしており、その御意見を重く受けとめ、議会にお諮りをしている次第でございます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長のほうから答弁いただきました。昨日の報告では4月ということをお報告ですか、意見が載っていたと思いますが、それはいかがですかね。

それと、こういう鼠径ヘルニアに関する同種の手術は、平成8年前から、市民病院となってからどのくらい同系の手術の例があるのか、わかればお知らせ願いたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

1点目は私から御答弁申し上げたいと思います。

まず、3月末というふうに申し上げたのは、私が今回の賠償についての方向性について、先ほど私と顧問弁護士との間で基本的な方向性について合意に達したと。私は全協のそこにいたわけではございませんけれども、事務長から、あるいは病院長が4月ということについては、それは事務的に正式に合意をしたといったことが4月ということになりますので、そういう意味で、大略的な話と事務的な合意といったことで差が生じているんじゃないかというふうに認識をしておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

江原議員の御質問の手術例でございますけれども、今のところ把握しておりません。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第61号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 11時57分

再 開 13時19分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程第9．第62号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第62号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）について補足説明いたします。

今回の補正は、先ほど第61号議案、損害賠償に係る金額を収益的収入及び支出予算に計上したもので、その内容は、収益的収入予算の第1款．病院事業収益の第2項．医業外収益、第4目．その他医業外収益に賠償保険金として支払われる2,055万6,000円を追加し、補正後の病院事業収益の予定額を17億3,567万7,000円とするものです。

一方、収益的支出では、第1款．病院事業費用の第1項．医業費用、第3目．経費、第16節．損害賠償補償金に今回合意した金額4,250万5,000円を追加し、補正後の病院事業費用の予定額を17億4,181万6,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りま

すようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第62号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第62号議案に対する討論を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

4,200万円の患者さんに対する賠償というですか、それはそれでいいと思えます。しかし、結局、保険屋さんからは9等級しか認められていないわけなんですよ。だから、市が本当に5等級、7等級というのを自分が信念でそういうふうに使っていたら、とりあえず市の予算を出しとって、保険さんと裁判をして正式に争うべきだと思っておりますので、この議案については反対します。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第62号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

協議のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 13時23分

再 開 14時44分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員及び議会運営委員の選任を続けます。

常任委員及び議会運営委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、総務常任委員に3番山口裕子議員、5番大河内議員、10番吉川議員、19番山口昌宏議員、22番平野議員、24番杉原、26番

川原議員、29番黒岩議員、以上8人。産業経済常任委員に2番浦議員、9番山口良広議員、16番樋渡議員、17番小池議員、20番松尾初秋議員、21番吉原議員、28番富永議員、以上7人。福祉文教常任委員に4番松尾陽輔議員、8番上野議員、11番山崎議員、12番末藤議員、14番小柳議員、23番江原議員、27番高木議員、30番谷口議員、以上8人。建設常任委員に1番上田議員、6番宮本議員、7番古川議員、13番前田議員、15番石橋議員、18番大渡議員、25番牟田議員、以上7人。議会運営委員に1番上田議員、2番浦議員、4番松尾陽輔議員、7番古川議員、8番上野議員、12番末藤議員、13番前田議員、20番松尾初秋議員、21番吉原議員、22番平野議員、以上10人を、それぞれ指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	14時46分
再	開	15時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま各常任委員会委員長及び議会運営委員長から正副委員長互選の結果についての報告がありましたので、御報告をいたします。

総務常任委員長に10番吉川里已議員、同副委員長に3番山口裕子議員、産業経済常任委員長に17番小池一哉議員、同副委員長に2番浦泰孝議員、福祉文教常任委員長に11番山崎鉄好議員、同副委員長に8番上野淑子議員、建設常任委員長に18番大渡幸雄議員、同副委員長に13番前田法弘議員、議会運営委員長に21番吉原武藤議員、同副委員長に4番松尾陽輔議員、以上のとおりでございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散	会	15時16分
---	---	--------